

「2021年度第Ⅰ期（4月～7月）・第Ⅱ期（8月～11月）派遣留学を予定している皆さまへ」

2021年7月8日

2021年度第Ⅰ期（4月～7月）・第Ⅱ期（8月～11月）派遣交換留学については、令和3年6月15日付文部科学省通知に基づき、9か月以上の留学プログラムを再開することとします。ついては、以下のとおり取り扱いを変更しますので、留学予定の学生は内容を十分にご確認願います。

なお、以下に示す＜留学を認める条件＞は、本学が渡航を許可するための条件であり、渡航を伴う派遣留学の実施については、学生個々の判断に委ねられております。また、今後の状況により、取り扱いを変更することがありますので、ご了承ください。

（現行）

- ・ 派遣の2か月前の時点で、派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1以下である場合、必要な手続きを経た上で渡航を認めることとする。

（2021年7月1日改正）

- ・ 派遣の2か月前の時点で、派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1以下である。ただし、新型コロナウイルス感染症を事由として感染症危険レベル2または3が発出されている国への1年間（実際の派遣期間が9か月以上）の渡航については、大学が指定した以下の条件をすべて満たす場合に限り、必要な手続きを経た上で認めることとする。

＜対象となる渡航＞

- ・ 原則として本学協定校への派遣留学で、留学期間が1年（実際の派遣期間が9か月以上）のもの。

＜留学を認める条件＞

1. 本人および保護者が渡航を強く希望していること。

2. 派遣留学先協定校が交換留学プログラム（受入）を実施していること。
3. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の感染症危険レベルが2または3であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響であること。
4. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベルが1以下であること。
5. 派遣留学先（国・地域）が日本からの渡航を制限しておらず、渡航に必要なビザが発行され、渡航ができること。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
6. 大学の定める期限までに、以下の必要書類を提出すること。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書
 - ② 「出発届」及び出発日が確認できる航空券等の予約確認書の写し。

補足事項

- 渡航後に危険レベルが2以上に上がった場合、感染症危険レベルが4以上に上がった場合、いずれかに該当した場合は、学期途中でも、帰国を要請する場合があります。速やかに指示に従って帰国してください。
- 上記に該当する場合でも、渡航に当たっての安全対策や各種手続きへの対応を怠った場合は、渡航を取り消すことがあります。
- 派遣先の国・地域や大学の個別事情により上記以外にも条件が付加される場合がありますのでご留意ください。